

盛岡市監査委員告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 10 月 11 日付け 30 盛監第 36 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市長公室，総務部，選挙管理委員会事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛情第 10 号

平成 30 年 12 月 21 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 10 月 11 日付け 30 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務部 情報企画課）

委託契約の完了検査に当たり、完了届提出前に検査している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約の完了検査に当たり、委託契約約定に基づき、適正な事務を執行するよう、職場研修で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、本契約が通年の委託業務であり、月の末日付での完了検査をルーティンワークとし、契約約定に基づき受託者から提出される完了届を確認しないままに、完了確認を実施したことによるものである。

今後は、完了届提出後の完了検査を徹底するとともに、複数の職員による確認を実施し、再発防止に努める。

30 盛選第 48 号
平成 30 年 12 月 21 日

盛岡市監査委員 工藤 由春
盛岡市監査委員 菅原 和彦
盛岡市監査委員 小山田 正美
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市選挙管理委員会委員長 小野寺 正 孝

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 10 月 11 日付け 30 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（選挙管理委員会事務局）

業務委託契約に当たり、見積通知に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約に当たり、地方自治法及び盛岡市財務規則に基づき、適正な事務を執行するよう、平成 30 年 11 月 6 日に職場研修で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、業務委託の実施伺いについて、書類の確認不足により見積通知に係る関係書類の添付漏れがあったことによるものである。

今後は、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。